



**米子産業体育館の委託業務に関する事業計画
(平成26年度～平成30年度)**



公益財団法人鳥取県体育協会

米子産業体育館

は じ め に

公益財団法人鳥取県体育協会

公益財団法人鳥取県体育協会は「スポーツの普及及び健全な発展を図ることにより、県民の体力向上及びスポーツ精神の高揚に寄与すること」を目的に設立されている公益法人として、永年にわたり関係団体と連携しながら、その責務を果たしてまいりました。体育施設等の管理については、本県スポーツの振興や県民の健康増進を図ることを目的としながら、鳥取県の委託を受けて管理運営を行い、平成24年度には全体で約188万人の方に利用していただいているところでありますが、この度の指定管理制度による施設管理にあたって必要に応じ他の団体と提携しながら、引き続き県立布勢総合運動公園、県立鳥取産業体育館・県営鳥取屋内プール、県立倉吉体育文化会館、県立米子産業体育館、県営米子屋内プール、県立武道館の6施設について管理運営を担い、その使命を果たしたいと考えています。

施設管理にあたっては、各施設の設置目的や指定管理者制度の趣旨であるサービスの向上、効率的・効果的な運営等を踏まえながら、公益財団法人鳥取県体育協会がかかえている組織・人的資源や今までの実績経験を十分に生かして県民の期待やニーズに応える管理運営に努める所存であります。そのために、これまでも管理・運営等に関する点検・検証を行ってまいりましたが、さらに充実を図るため、独自にモニタリング制度を導入し、具体的な計画を立て段階的に評価・改善を促しながら制度の適正化を図り、更に質の高い他に誇れる施設管理を行うことにより、鳥取県のスポーツの振興や県民の健康増進に寄与したいと考えています。



目 次

1 管理運営の基本的な考え方

- (1) 米子産業体育館の指定管理者を希望する理由・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 管理運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - ① 本県のスポーツ及び産業の普及・振興や県民の健康増進に資する管理運営
 - ② 公平な利用を確保しながら安全で安心して頂ける管理運営
 - ③ 利用者へのサービスの提供と利用促進に努める管理運営
 - ④ 収入の確保と経費削減を図る管理運営
 - ⑤ 鳥取県の施策と連携した管理運営
 - ⑥ 地域や法人等と連携した管理運営
 - ⑦ 環境に配慮した管理運営
 - ⑧ 組織・人的資源や管理実績を生かした管理運営
 - ⑨ 法令遵守を徹底し、評価を適正に行う管理運営
 - ⑩ 職場環境の改善に努め優秀な人材によるモチベーションの高い管理運営
- (3) 他の施設管理の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

- (1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ① サービス向上策の方針
 - ② 利用者増に向けた方策
 - ③ 地域・競技団体との連携
 - ④ 誰もが利用しやすい施設づくり
 - ⑤ 利用者の平等利用の確保
 - ⑥ スポーツ・健康に関する情報提供
 - ⑦ とっとり県民の日の無料開放
- (2) 利用者等の要望の把握及び対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - ① 正確な利用者ニーズ（本音）の把握
 - ② 速やかな苦情対応
 - ③ モニタリングの活用
 - ④ 要望への対応方針フローチャート

3 施設管理

- (1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - ① 安全対策の徹底
 - ② 清潔な環境の確保（衛生管理の徹底）
 - ③ 施設設備の長期安定使用のための維持管理

- ④ 環境配慮活動
- (2) 外部委託の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
- (3) 修繕、植栽管理に対する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2

4 料金設定

- (1) 開館時間の考え方と設定内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- (2) 休館日の考え方と設定内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- (3) 利用料金の考え方と設定内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- (4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容・・・・・・・・ 3 7

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

- (1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策・・・・・・・・ 3 8
 - ① 火災・災害等防止対策
 - ② スポーツ活動における事故防止対策
 - ③ 不審者等防止対策
 - ④ A E D（自動体外式除細動器）の管理
 - ⑤ 感染防止用フェースシールドの携行
- (2) 緊急時の体制・対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5
 - ① 火災・災害対応
 - ② 事故対応
 - ③ 不審者等対応
 - ④ 爆破物等脅迫事案
- (3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法・・・・・・・・・・・・ 5 0
 - ① 苦情、トラブルの未然防止策
 - ② 苦情、トラブルに対する対処方法

6 個人情報保護等への対応

- (1) 個人情報の保護への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2
- (2) 情報の公開への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2

7 スポーツの普及振興

- (1) スポーツの普及振興の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5
- (2) スポーツの普及振興に係る事業・・・・・・・・・・・・・・ 5 8
 - ① 職員の専門性を生かしたスポーツやレクリエーション教室を実施します。
 - ② 全国大会等の誘致
 - ③ 障がい者・高齢者スポーツ教室活動及び支援

- ④ トップアスリートの招へい
- ⑤ 競技団体が行う強化合宿等支援
- ⑥ 出張指導
- ⑦ 鳥取県や関係団体との連携
- ⑧ 地域や親子の交流促進
- (3) 産業の振興及び事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
 - ① 商工・関係団体との連携による産業振興の推進
 - ② 米子ケヤキ通り振興会に参加
 - ③ 環境に配慮した ECO 商品展示会の誘致
 - ④ 駐車場の有効活用

8 組織及び職員の配置等

- (1) 管理運営の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- (2) 職員の職種等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- (3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針・・・・・・ 70
- (4) 日常の職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- (5) 人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の 状況及び対応状況

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

10 委託、工事請負の発注予定

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

11 法人及び社会的責任の遂行状況

- (1) 障害者雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- (2) 男女共同参画推進企業の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- (3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS) I 種規格認証等 76
- (4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

12 その他の計画等

- (1) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
 - ① 指定期間5年間事業展開
 - ② 社会貢献について

- ③ 交通規則遵守への取組について
- ④ スポーツ安全保険の提供
- ⑤ 許可等の手続
- ⑥ 忘れ物保管方法等の徹底
- ⑦ 障がい者に配慮した施設運営
- ⑧ 人権に配慮した施設運営
- ⑨ 適切な会計処理
- ⑩ 保険への加入
- ⑪ 館内の禁煙
- ⑫ PDCA サイクルの最適化
- ⑬ 守秘義務の遵守
- ⑭ 内部会議による管理運営効率の向上
- ⑮ 地産地消型の施設運営
- ⑯ 駐車場の使用料
- ⑰ 鳥取県体育協会職員が保有する資格等について
- ⑱ 米子産業体育館 平成24年度 施設所管課による業務点検評価結果

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 米子産業体育館の指定管理者を希望する理由

公益財団法人鳥取県体育協会は、「スポーツの普及及び健全な発展を図ることにより、県民の体力の向上及びスポーツ精神の高揚に寄与すること」を目的に設立された公益法人です。競技団体を始めとした64の加盟団体や鳥取県等の関係機関と連携し、事業を行っています。

公益財団法人鳥取県体育協会の特徴は、加盟団体との連携を円滑に行うことができることであります。このことにより、米子産業体育館での効果的な大会誘致、開催が可能になります。

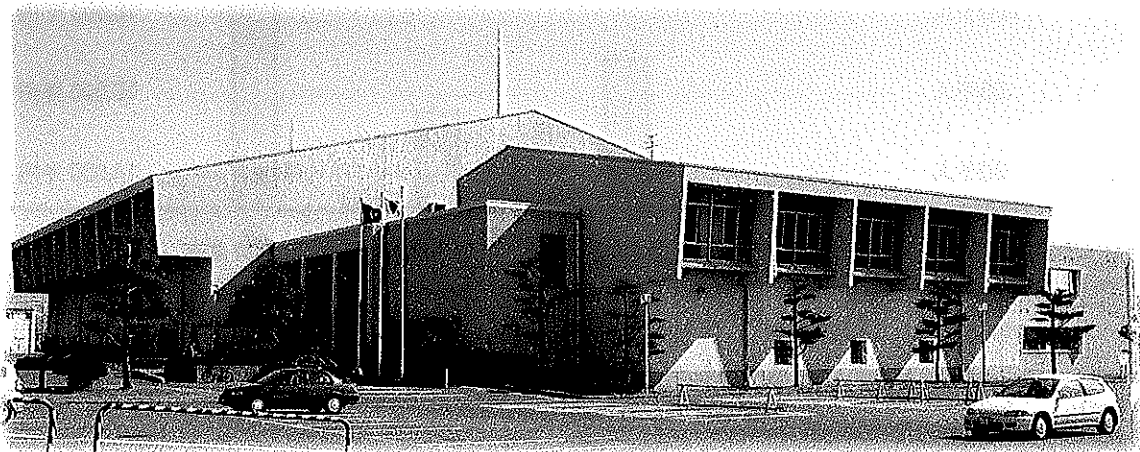
また、公益財団法人鳥取県体育協会には、日本体育協会公認スポーツ指導員を始めとした各種の資格を持った職員が多数おり、この人的資源を活用し県民のスポーツの普及・振興を推進し、健康増進を図る施設の管理運営ができます。

更に、鳥取県、鳥取県障がい者スポーツ協会、日本体育協会、日本スポーツ少年団等の関係機関と連携し、競技力の向上、生涯スポーツの振興や県民の健康増進を図っており、これを活かした施設の管理運営ができます。

加えて、平成18年度からは指定管理者制度のもと、「鳥取県立布勢総合運動公園」、「鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール」、「鳥取県立倉吉体育文化会館」、「鳥取県営米子屋内プール」、「鳥取県立武道館」の5施設を、また平成21年度からは「鳥取県立米子産業体育館」を、利用者のニーズに対応し、適切に管理運営を行ってきた実績があります。

米子市を中心とした鳥取県西部地区のスポーツ普及・振興の拠点施設であり、産業振興の一翼も担っている米子産業体育館を他の県立体育施設と一体管理運営することで、鳥取県のスポーツの普及・振興や健康増進、産業の発展に寄与できるものと確信しています。

このような理由から平成26年度からの指定管理者制度のもとにおいて、鳥取県立米子産業体育館の管理運営を是非とも引き続き担当させていただきたく応募します。



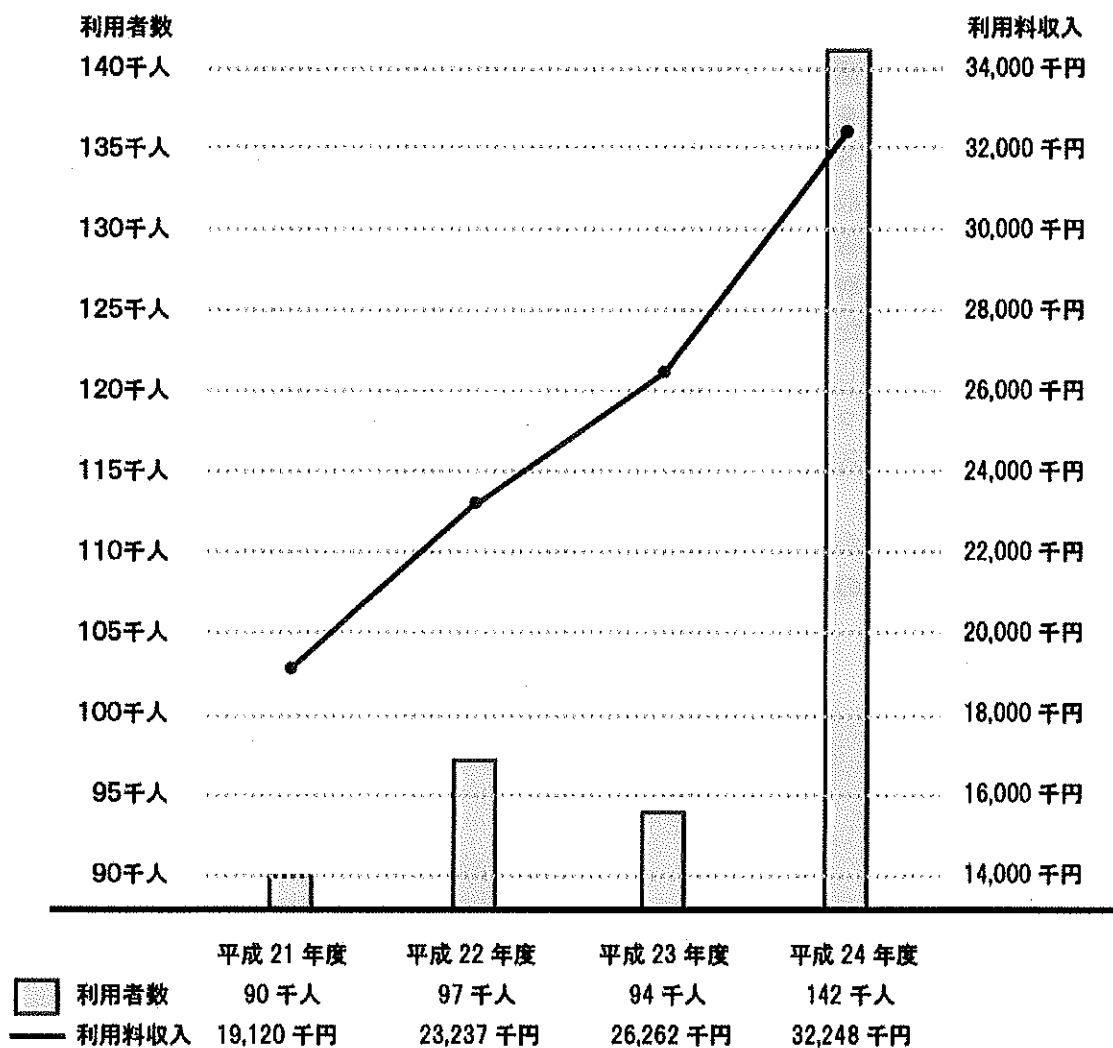
(2) 管理運営の方針

「鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例」を理解し、公共施設としての設置目的や意義を尊重した運営・サービスの提供を行います。

私たち鳥取県体育協会は、県内6施設の指定管理者として施設管理運営を行っており、子ども・高齢者・身体的に障がいのある方すべての県民の皆様に気軽に利用していただくとともに、万全な事故等の予防管理と危機管理体制を整備し安心して利用いただける管理運営を行っています。

米子産業体育館におきましても、平成17年度までの施設管理の実績、さらに平成21年度から現在に至る施設管理の実績があり、指定管理者制度のもと6施設において更なるノウハウを学んでまいりました。

利用者数と利用料収入の推移



※平成23年度耐震補強工事による利用不可期間あり

平成26年度からの指定管理者制度におきましても、これまでのノウハウを活かした、米子産業体育館の管理運営に努め、県民の皆様へより良いサービスの提供をいたします。

以下に掲げる10項目を重点項目として、より質の高い運営を迫及していきます。

①本県のスポーツ及び産業の普及・振興や県民の健康増進に資する管理運営

鳥取県立米子産業体育館の設置目的としてスポーツと産業の振興が掲げられています。

私たちはこの設置目的を推進していくために次の項目を実行していきます。

- ・フィットネスルームを設置運営することにより、運動へのきっかけづくり、気軽にスポーツに関われる環境作り等、県民の健康増進を目指します。 → P 8
- ・子育て世代にも気軽にスポーツに関わってもらえるよう、キッズルームを設置します。 → P 9
- ・鳥取県や公益財団法人鳥取県体育協会の加盟団体を始めとした関係機関との連携・協働により、本県の生涯スポーツの普及・振興や競技力の向上に取り組みます。 → P 1 5
- ・関係団体と連携し、全国規模の大会、トップアスリートの招へい等、競技レベルの高い力にふれあう機会を設けます。 → P 5 6
- ・スポーツ教室を引き続き開設し、さらにニーズに合わせ女子サッカー教室など新たな種目の教室を計画します。 → P 5 9
- ・障がい者や高齢者を対象としたスポーツ教室を開講しよう。 → P 6 3
- ・商工関係団体と連携し、展示会、見本市等の開催など産業の振興に努めます。 → P 6 6

②公平な利用を確保しながら安全で安心して頂ける管理運営

- ・施設利用申込みマニュアル（別紙1）に従って公平に利用していただくとともに、利用内容によっては事前に調整会を行うなどして多くの方に利用していただけるよう、また、各種大会、行事等が円滑に開催されるよう努めます。
- ・暴力団又は暴力団員や、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき等の場合は、利用を許可しないことや利用の制限を行います。 → P 1 8

- ・利用者調整会、電話等による迅速で公平な利用申込みを受け付けるとともに、各施設間で調整を行うなどして各種大会等が円滑に開催されるようにします。→ P 1 9
- ・利用者にとって安全で快適な施設であるため、職員による巡回・巡視や施設設備の点検、専門業者による検査等を徹底します。→ P 2 5
- ・事故や事件、災害の発生を想定したマニュアルを作成するとともに、その訓練を行い万一の場合に備えます。→ P 3 8

③利用者へのサービスの提供と利用促進に努める管理運営

- ・施設の機能を十分に発揮しながら、利用者のニーズに応じたサービスを提供します。→ P 1 0
- ・利用者が施設を利用する上で必要な指導・助言及び付属設備、備品の準備並びに使用方法と注意事項の説明等を行います。→ P 1 3
- ・利用者アンケートを取り集めたデータをもとに、より良い施設、サービスの提供ができるよう努めます。→ P 2 2

④収入の確保と経費節減を図る管理運営

- ・サービスの低下に繋がらない節電、節水などコストの削減を行います。→ P 2 9
- ・利用者にも可能な限り経費節減への理解と協力をお願いします。→ P 2 9
- ・外部委託業務の複数年契約を取り入れるなどしてコストの削減に努めます。→ P 3 1
- ・簡単な修繕、除草、草刈り等職員で対応できることは積極的に行います。→ P 3 2
- ・マンパワーの活用により、利用者に満足いただけるスポーツ教室などのスポーツプログラムを提供します。→ P 5 5
- ・産業関係団体等に直接出向き積極的な営業活動を行い、利用の拡大に努めます。→ P 6 6

⑤鳥取県の施策と連携した管理運営

- ・災害が発生した場合には鳥取県や米子市と連携体制をとり適切に対応します。→ P 4 5
- ・鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。→ P 6 4

⑥地域や法人等と連携した管理運営

- ・ 地域の声を反映する施設管理に努め、地域の活性化に貢献します。 → P 1 5
- ・ 地域ボランティアや NPO 法人と連携し、施設の美化活動等に取り組
みます。 → P 6 6

⑦環境に配慮した管理運営

- ・ 鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）の認定を受け省エネルギ
ー、省資源を具体化し、環境に配慮した管理運営に努めます。 → P 2 7
- ・ 館内に設置してある蛍光灯照明を環境にやさしいLED照明に取替
えます。（アリーナ部分を除く）

⑧組織・人的資源や管理実績を生かした管理運営

- ・ 長年にわたる施設管理をととして蓄積した経験・ノウハウを生かし
た管理運営を行います。 → P 1 5
- ・ 利用者や関係団体との信頼関係を大切にしながらお聞きしている意
見、要望に応える管理運営を行います。
- ・ 公益財団法人鳥取県体育協会として多くの加盟団体や専門的知識・
技術を有する人材を抱えている特性を十分に発揮して、管理運営を
行います。 → P 8 3

⑨法令遵守を徹底し、評価を適正に行う管理運営

- ・ モニタリングチェックシートを作成し、PDCAサイクルにより自
己評価を行うとともに、外部の方による評価委員会を設置し、管理
運営に関する意見、評価をしていただきます。 → P 2 1
- ・ 研修等を徹底して、すべての職員が個人情報適切な管理等、法令
を遵守した管理運営を行います。 → P 7 1

⑩職場環境の改善に努め優秀な人材によるモチベーションの高い管理運営

- ・ 優秀な職員確保やモチベーション（意欲、士気）の向上のため、継
続雇用を柱とした任用に努めます。 → P 7 0
- ・ 男女共同参画推進企業の認定を受ける等して、育児や介護を積極的
に支援します。 → P 7 5

(3) 公益財団法人鳥取県体育協会の施設管理の実績

施 設 名	平 成 24 年 度			管 理 期 間	平成 25 年 7 月時点 スタッフ数 (人)
	利用者数 (人)	教室回数	教室参加数 (人)		
コカ・コーラウエストスポーツパーク (布勢総合運動公園)	1,154,020	34 教室	延 23,007	平成 7 年～平成 17 年 県から受託管理 平成 18 年～ 指定管理者	20
		41 回	延 13,427		
鳥取産業体育館 鳥取屋内プール	151,182	21 教室	延 2,220	平成 11 年～平成 17 年 県から受託管理 平成 18 年～ 指定管理者	15
		14 回	延 5,224		
倉吉体育文化会館	227,056	17 教室	延 4,288	平成 11 年～平成 17 年 県から受託管理 平成 18 年～ 指定管理者	9
		20 回	延 3,190		
米子屋内プール	93,124	15 教室	延 18,003	平成 12 年～平成 17 年 県から受託管理 平成 18 年～ 指定管理者	9
		0 回	0		
県立武道館	111,366	8 教室	延 11,214	平成 12 年～平成 17 年 県から受託管理 平成 18 年～ 指定管理者	11
		8 回	延 2,140		

これらの施設と連携した管理運営を行い、施設管理と一体となった本県のスポーツ振興に取り組めます。



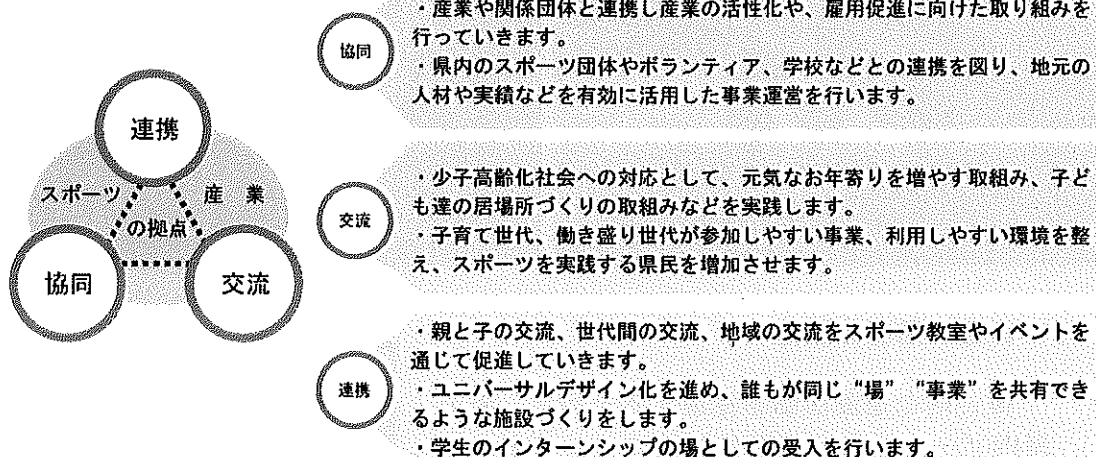
私たちにまかせください

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

① サービス向上策の方針

- ・ 公共施設であるという「信頼性」を認識し、公益財団法人鳥取県体育協会が行ってきた長年の施設管理運営経験と、職員のスポーツに関する専門知識・技術・ホスピタリティーをもって、多くの県民の皆さんが気軽にスポーツに楽しみ、体力向上と健康維持に寄与できる施設運営を行います。
- ・ 子どもから高齢者まで幅広い年代を対象にしたスポーツ教室を主宰し、県民が生涯にわたって運動やスポーツに親しんでいける習慣を身につけるきっかけ作りをサポートします。
- ・ 産業関係団体と連携し、県内産業の活動拠点として展示会、講演会、セミナーなどの利用促進となるための役割を果たします。



② 利用者増に向けた方策

私たちは、利用者で賑わいのある施設づくりを目指して、利用者ニーズに対応した各種の利用促進策を多角的に展開するために、

「きっかけづくり」→「再来館」→「定着化」

の3つの利用段階を想定した方策を講じていきます。

利用者増加のためには、利用者が当該施設を利用することで、その利用目的が確実に達成にされるように的確なサービスを継続的に提供していくことが基本原則であるとの認識に基づいて、常に利便性とサービスレベルの向上に真摯に取り組む、「来てよかった、また来ようと思われるような」感動サービスの提供に努めてまいります。

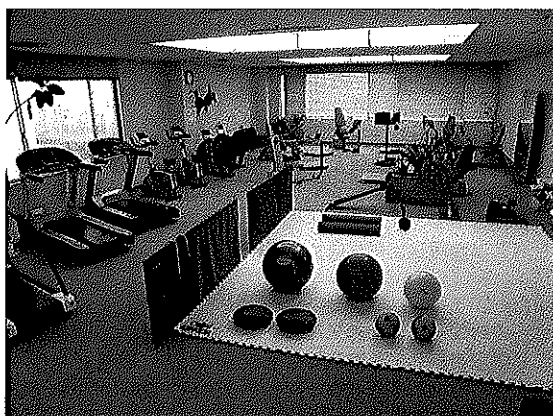
具体的には、利用者視点のサービスレベルの質的向上による利用しやすさの追求と快適でハートフルな環境の創出を図るとともに、施設の魅力度アップのためのイベント誘致などによって、施設利用需要を喚起してまいります。

利便性の向上のためのサービス拡充及び設備の充実を行います。

私たちは、利用者増加を図るための重要なポイントとして、利用者が「誰もが」「気軽に」「快適に」「いつまでも」利用できるための付帯サービスの拡充を図るために、フィットネスルームの設置、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置、遊休部分の活用の充実等を提案致します。

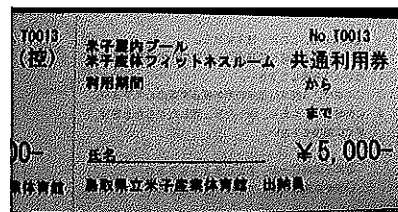
ア) 様々なニーズを考慮したトレーニング機器の配置 (フィットネスルーム)

本施設は年齢・性別問わず様々な方が来館される事が想定され、運動に取り組む動機・強度・頻度もまちまちであり、様々なシチュエーションに対応したトレーニング機器の配置を致します。(名称：フィットネスルーム)



イ) 共通利用券の設定

複合的な運動活動を促進するために、米子屋内プールと米子産業体育館フィットネスルームの共通利用券を設定します。



ウ) 自動販売機の拡充

施設利用者の利便性・サービスの向上と適切な水分補給を促すことを目的に下記の場所・台数の自動販売機を設置します。

設置する自動販売機は、すべての自動販売機についてユニバーサルデザイン自販機とします。

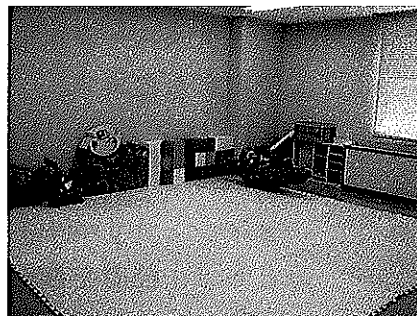
設置場所	種 類	台 数
1 階ホール自販機コーナー	清涼飲料	4 台
2 階ホール	清涼飲料	3 台
合 計		7 台

エ) キッズルームの設置

子ども連れの利用者にも遠慮なく利用できる環境を確保するために、託児スペースとして活用できるキッズルームを設置し、子育て支援に優しい施設運営を目指します。

体育館に隣接したスペースを使用し、子どもの様子がすぐに確認できるとともに、子どもがスポーツに親しむ環境づくりのための安全な遊具を配置します。

また、希望により保育サポーター（有料）の手配もします。



オ) 遊休場所の有効利用

・ 1 階ホールの有効利用

展示会等で体育館を使用する場合、主催者の意向で入口付近に受付や展示スペースを設けたりする場合があります。

ホール奥の自動販売機や中会議室の利用者の導線を確保しつつ、マニュアルに沿って打ち合わせの上で、盛大な催しが開催できるよう協力していきます。

・ グリーンベルトの活用

水と緑のオアシスとっとり2013（第30回全国都市緑化フェア）のテーマにもなっている「ともに育てる身近な緑」を推進し、地域緑化活動に対して協力いたします。体育館周辺のグリーンベルトの一部を自宅でフラワー栽培ができない方に開放します。



・ 駐車場の活用

学校・スポーツ団体等が修学旅行、スポーツ大会への参加のため貸し切りバス等への乗降場所として利用する場合、要望があれば館内の利用状況に応じて駐車場の有効活用をいたします。

また近隣地域住民のラジオ体操の場所として、駐車場の一部を提供します。

その他自治会の活動についても要望があれば対応します。



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

サービス提供

・空地の有効利用

以前浄化槽があった場所は、埋め立てられて現在空地となっております。
このスペースを利用して、来場者の多いイベントに臨時駐車場として利用していただきます。

・控室の無料提供

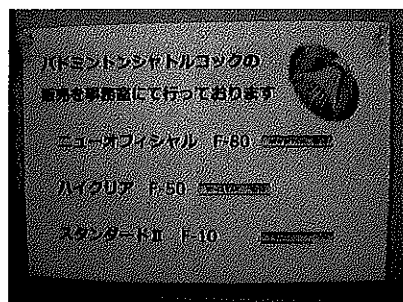
メイン・アリーナを利用する場合、食事場所、集計場、ミーティング場所として、控室を無料で開放します。

また、メイン・アリーナの利用状況により、サブ・アリーナ、会議室の利用者へも提供します。

カ) 利用者の視点に立ったサービス拡充

・スポーツ用品販売

利用者の利便性を考慮して、バドミントン用シャトルコックなどスポーツ用品の委託販売を行います。



・生活必需品店等の紹介

イベント、スポーツ大会等で、食事、日用消耗品等を求める利用者が多数います。そのような利用者の声に応じ、コンビニエンスストア、ホームセンター、飲食店等情報提供を行います。

・傘の貸出

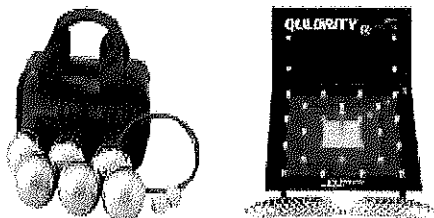
傘を玄関に配置し、自由に利用していただきます。



・ニュースポーツ用具の貸し出し

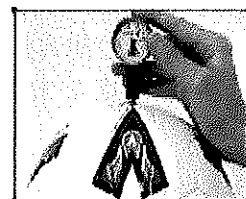
ニュースポーツの普及に伴い、器具等の貸し出し要望が増加しています。

学校行事、地域活動、運動会行事、イベント等利用内容によりニュースポーツ用具を貸し出します。



・空気入れの貸し出し

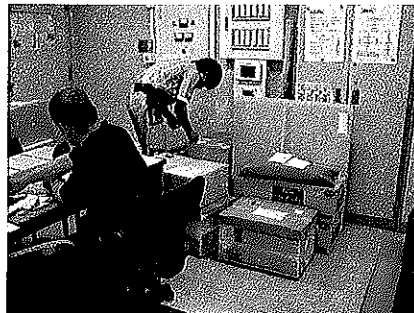
利用者の方が自転車で来館されたとき、空気がない



というトラブルが頻繁にありますので、常備します。
また、球用圧力測定器も用意します。

・宅急便、郵便物の手配

大会、展示会等で荷物宅配希望者が多いと見込まれる場合、宅急業者と連携を取り、宅配コーナーを設け利用者の利便に努めます。



・氷の提供

スポーツ活動において突発的な捻挫など外傷の応急処置にアイシングがよいとされています。けがの悪化を防ぎ回復を早める効果がありますので、負傷者の予後を考え準備します。



・ファックス・コピーのサービス

会議資料、大会結果等のファックス・コピー使用のサービスを行います。(有料)

コピー・FAX料金表	
コピー1枚(金庫用)	10円
カラーコピー 1枚	50円
FAX通話 1回	10円
FAX郵便 1枚	10円

・携帯電話充電サービス

利用者の方が、携帯電話の電池が切れ困っている場合、事務室でお預かりし充電します。

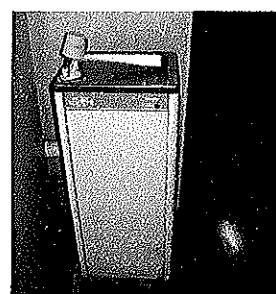


・湯沸しポット及び湯飲み茶碗の貸し出し

展示会、大会、会議等をご利用の方で、お茶等の準備を希望される場合は電気ポット、湯飲み、茶碗等無料で貸し出します。

・冷水機の設置

水分摂取の重要性を考え、運動時には運動によって

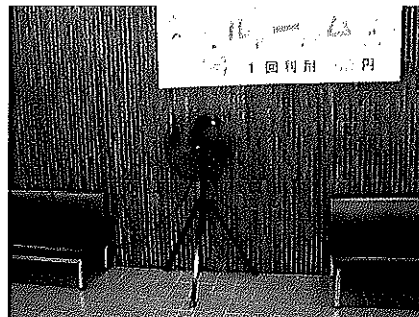


失われる水分を補給しなくてはなりません。熱中症防止等の為に気軽に水分補給ができるようホールに冷水機を設置します。

・ 扇風機の設置

夏の暑い時期には十分な水分補給とともに、適度な休息が必要となってきます。

休息時に少しでも涼しく過ごしていただくために1階ホールに扇風機を設置します。



・ ベビーベットの設置

子供のおむつの取替えや子供の着替等のため、2階ホールにベビーベットを設けます。



・ 救急用品の配置

労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）により救急用具を備え、使用方法を労働者に周知しなければならないと定められています。

私たちは利用者の怪いけが（捻挫、かすり傷等）に対応するために、救急箱を備えつけ、使用方法についての講習を行います。

また、折りたたみ担架、車いす、添木等応急処置で必要とされる器具を用意し、負傷者を安全なところまで搬送し、応急処置できるようにします。



・ 流行性疾病予防対策用消毒液の設置

インフルエンザ等流行性の疾病に対する予防策のひとつとして手の消毒が有効であり、消毒液を玄関に設置します。

また、ノロウイルスによる嘔吐物から二次感染を防ぐために、塩素系消毒液、処理キットを準備します。

・ 膝掛け用毛布の用意

集会、スポーツ大会などで、体調不調を訴える利用者にひざ掛け毛布の貸し出しサービスを行います。また、必要に応じて医務室へもご案内します。



・ 準備体操等のサービス

職場の運動会、スポーツ大会等で、準備体操のやり方がわからない状況の中で大会を計画される団体が数多く見受けられます。職員には、体育指導員が常勤していますので、準備体操でのストレッチの要望があれば協力し、補助的役割を果たします。また、地域の活動の運動会等準備体操の要請があれば可能な限り出向いて指導いたします。



・ 簡単なスポーツルール説明

生涯スポーツの普及に伴い、ニュースポーツに興味を抱いている方がおられますが、ルールがわからない団体が数多くおられます。利用者の要望があれば簡単なルールの説明をいたします。

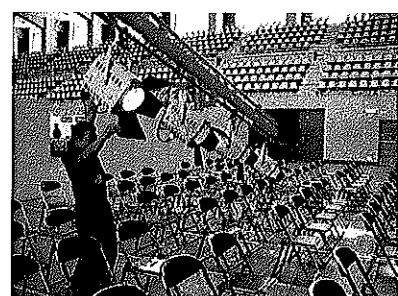


・ サークル活動でのスポーツ指導

サークル活動中、スポーツ指導の要請があれば指導いたします。

・ 展示会や大会運営（開会式、閉会式）の指導及びサポート

展示会や大会を成功する為に、主催者と事前



2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

サービス提供

に打ち合わせを行い、準備から片付けまでをスムーズに展開するよう、職員が協力・アドバイス等いたします。

また、大会等式典に係る音響、照明、体育館設備、看板取り付け、マイク設備の準備などをサポートします。

・暖房機器の貸し出し

冬場の寒い時期にスポーツ大会等で役員室や控室を使用することがありますがこの部屋には暖房設備がないため役員等の方は寒い思いをされています。

大会運営に少しでも協力できるよう暖房機器を用意し要望により貸し出します。



・職員による雪かき

職員は常に気象情報を確認し、積雪が予測される場合、出勤時間を早めて玄関前等の除雪を行います。また随時雪の状況を確認し、積雪が確認された場合、利用者の利便性、安全面を考え、その都度除雪対応できるように体制を整えます。



・グリーンサービス

玄関、ホール、受付等に観葉植物を置き、利用者へ安らぐ空間を提供します。

・車イスの貸し出し

障がい者の方への配慮と、利用者の事故、怪我等に備え車椅子を常備し、必要により介助等を行います。



・申込の簡素化

利用者に会員登録していただき登録番号を発行して、利用申込書記入の際、登録番号の記入により住所氏名等の記入を省略する等、手続の簡素化を図ります。

③地域・競技団体との連携

私たちは、当該施設の設置目的である「集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るため、鳥取県立産業体育館を設置する」を確実なものにするには、周辺地域や関係団体との緊密な連携体制の構築は不可欠であると考えており、体制確立に向けて総力を挙げて取り組んでまいります。

ア) 周辺地域・関係団体との連携を進めます。

私たちは、周辺住民の健康増進や地域活性化に向けた積極的な取り組みを推進し、スポーツ教室等自主事業の拡充、地域の団体によるイベント開催の支援、地域ボランティアの登用等を通じて、住民とのふれあい、コミュニケーション交流の場としての活用に努めます。

関係団体等と健康・スポーツ団体等への運営支援・情報交流機会の拡充・レクリエーションイベント開催、祭事・清掃・環境保全等の地域行事への参画、展示会開催、メタボリックシンドローム対策など多角的な連携を図っていきます。

地域の事業所職員や家族の健康づくり・福利厚生の場としての提供、商工団体との共同販促キャンペーンの実施等にも努めます。

イ) 加盟団体との連携を強化します。

私たちは、公益財団法人鳥取県体育協会の加盟団体（スポーツ団体48、郡市体育団体9、学校団体5、関係団体1）に対して、各種スポーツ教室や研修会・講習会への指導者の派遣等を依頼するとともに、各団体の動員力等を有効活用することで、競技力向上と指導者養成の場としての協力、利用者増加への方策などの協力体制を構築します。

ウ) 地域への経済的な波及効果を高めます。

私たちの施設運営によって、経済的波及効果と社会的波及効果の2つを高めることができると考えております。

また、地産地消型経営手法により、スタッフの県内からの雇用、県内事業者への業務委託、県内事業者からの備品・消耗品等の調達を基本とし、循環型経済効果発生に努めます。

具体的には、清掃委託を始めとした外部委託業務の県内企業の活用、障がい者福祉団体からの物品調達、リサイクル品の有効活用、商工団体との連携による地場産品のPRに取り組み、県内経済活動の活性化とエコロジカルな施設運営を実現します。

エ) 地域への社会的波及効果を高めます。

私たちは、当該施設が生み出す付加価値として金銭では換算できない社会的な効果発生を重視し、その最大化を目指して多角的な方策に取り組めます。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

サービス提供

環境保全活動をはじめ、県民のスポーツ習慣・健康づくり習慣の定着やフィットネスルーム設置による生活習慣病対策・介護予防事業を通じた医療費・介護費等の削減につながっていく事業を展開します。

オ) 利用団体との連携強化を確実に行います。

米子産業体育館の主たる大会等における主催スポーツ団体である、鳥取県体操協会、鳥取県バドミントン協会等は、当協会の傘下にある団体であり、現行の大会利用時に関する要望等を十分に把握しております。

当協会の管理する指定管理者施設の職員は、主催者の要望の如何を問わず、大会の円滑な運営、すなわち、競技スポーツの振興のために当然の如くサポートしています。

今後とも主催団体との連携を深めながら、大会運営をスムーズに進行していくよう、体操競技経験者など各競技に精通した職員を配置し、大会等のサポートを実施します。

④誰もが利用しやすい施設づくり

私たちは、年齢、性別、国籍、障がいの有無などによる差別的な対応を完全に排除し、すべての利用者の人権を尊重した対応を徹底するために、人権や男女共同参画の啓発に向けた研修等への参加を積極的行います。

具体的には、人権尊重や男女共同参画の概念に基づいて、差別的な言葉や不快に感じられる言動を禁止するとともに、利用者等への過度なプライバシーへの介入を禁止し、利用者の自由とプライバシー保護の厳守を徹底し、遵守できない職員は配置しません。

高齢者や障がい者・外国人も安心して施設を利用できるように、「公共サービス窓口における配慮マニュアル」に準拠したヒューマンコミュニケーションによる心のこもったユニバーサルなサービスを提供します。

更に、障がい者、要介護者、妊産婦の方でも安全・安心に利用できるように、施設・設備・備品面のバリアフリー化や、介助等の人的サポート体制の整備を図るとともに、障がい者・福祉団体等と連携し、本施設の利用促進に努めます。

以上のことを踏まえ、誰もが利用しやすい施設にするためユニバーサルデザインを進め、やさしい施設づくりと運営を目指して、次のような取り組みを行います。

《筆談対応の意思表示「耳マーク」の設置》

耳の不自由な方が気軽に筆談を申し出ていただけるように受付に表示します。



《目に見えない障がいに優しい「ハートプラスマーク」の設置》

ハートプラスマークを掲示し、内部障がい者・内臓疾患者といった「目に見えない障がい」を持つ方が安心して利用できるように配慮します。

